

和歌山工業高等専門学校指導寮生委員会規則

制 定 平成10年10月1日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校学寮規則第6条第3項の規定に基づき、指導寮生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、寮務主事の指導の下、寮生の日課、勉学その他の指導を効果的に行うため、以下の事項を審議する。

- 一 日課に関する事
- 二 学習に関する事
- 三 学寮委員会が主催する各種行事の実施に関する事
- 四 その他学寮の運営に必要な事

(組織)

第3条 委員会は、指導寮生及び副指導寮生をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に指導寮生委員長（以下「委員長」という。）及び指導寮生副委員長（以下「副委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の委嘱による。
- 5 副委員長は、委員長を補佐する。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。